

平成 26 年兵庫県立大学大学院地域資源マネジメント研究科規程第 23 号  
地域資源マネジメント研究科人権啓発委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、兵庫県立大学人権啓発委員会規程（平成 25 年兵庫県立大学規程第 96 号）第 8 条第 4 項の規定に基づき、地域資源マネジメント研究科人権啓発委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議し、又は実施する。

- (1) 人権問題の啓発関すること。
- (2) 地域改善問題の啓発に関すること。
- (3) ハラスメントの防止に関すること。
- (4) その他人権問題に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 地域資源マネジメント研究科教授会で選出された委員 3 名
- (2) 必要と認めた場合に選出される委員

(任期)

第 4 条 前条に定める委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条に定める委員は、再任されることができる。

(委員長)

第 5 条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員長が必要と認めた場合は、委員会の同意を得て、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(補則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。